

休止届け・復帰届け手続について

日本テニス協会 審判委員会

記

- 休止届け : 休止届とは病気、海外赴任、育児などやむを得ない事情で審判活動を一時休みたい時に届けます。
- 休止期間 : 最長3年とします。但し海外赴任はこの限りではありません。
- 手続き : 日本テニス協会 (JTA) に **e-mail** で休止届けを出し、休止期間終了後復帰届けを提出します。
- 登録料 : 休止期間中であっても登録料は支払わなくてはなりません。
- 更新手続 : 休止期間中であっても更新手続は必要です。
- 更新ポイント : 更新に必要なポイントは、休止期間を除いた活動期間の長さに比例して決めます。
例えば、C級の者が1年間休止した時に、更新時に必要なポイントは8ポイント
{=12ポイント/3年×(3-1)}です。この数値は年単位で計算し、1年未満の休止期間は1年に切り上げて計算します。
例えば、B級の者が1年3ヶ月間休止した時には2年間に切り上げ、更新時に必要なポイントは10ポイント {=30ポイント/3年×(3-2)} です。

休止期間の計算 : 休止期間は休止届けが日本テニス協会に **e-mail** で届いた日から始まり、復帰届けが日本テニス協会 (審判担当者) に **e-mail** で届いた日に終了するとします。

- その他 : 3年を過ぎて復帰届けが出されない時は資格を失います。
休止期間内は大会希望調査表などの審判活動に関する一切の連絡を致しません。
休止の理由がなくなった時は速やかに復帰届けを日本テニス協会に **e-mail** で提出して下さい。

「休止届・復帰届」「資格返納届」「審判員証紛失届」ご案内

- *「**審判員証紛失届**」以外の諸届けは、**e-mail** のみ受け付けます。
- *書式は JTA「審判関連」の HP からダウンロードしてください。

<http://www.jta-tennis.or.jp/Portals/0/henkou.pdf>

問合せ・送付先: JTA 担当者 e-mail アドレス: umpire@jta-tennis.or.jp

平成 29 年 5 月
許可なく転載することを禁じます。